



不動産取得申告(報告)書

年 月 日提出

不動産を 取得した方	住所	〒 方書,ビル,アパート					
	氏名 又は名称	(フリガナ)	電話番号	印			
前所有者	住所	〒					
	氏名 又は名称		電話番号				
土地	所在地	地積	種類及び用途 (で囲む)	取得原因 (で囲む)	取得年月日	登記年月日	
		m ²	農地・住宅用宅地・その他の宅地・山林・雑種地・その他	売買・贈与・交換・代物弁済・その他	年 月 日	年 月 日	
		m ²	農地・住宅用宅地・その他の宅地・山林・雑種地・その他	売買・贈与・交換・代物弁済・その他	年 月 日	年 月 日	
		m ²	農地・住宅用宅地・その他の宅地・山林・雑種地・その他	売買・贈与・交換・代物弁済・その他	年 月 日	年 月 日	
地方税法第73条の24による住宅用土地の減額			住宅用土地の減額に該当	する・しない			
家屋	所在地	床面積	構造 (で囲む)	用途 (で囲む)	取得原因 (で囲む)	取得年月日	登記年月日
		m ²	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽量鉄骨造・木造・ブロック造・その他	住宅・併用住宅・店舗・工場・倉庫・事務所・その他	新築・増築・改築・売買・贈与・交換・その他	年 月 日	年 月 日
		m ²	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽量鉄骨造・木造・ブロック造・その他	住宅・併用住宅・店舗・工場・倉庫・事務所・その他	新築・増築・改築・売買・贈与・交換・その他	年 月 日	年 月 日
	地方税法第73条の14による課税標準の特例「住宅控除」(番号をで囲む)	1. 床面積が50m ² (当該専有部分又は独立的に区画された一の部分)が貸家の用に供されるものである場合に於ては40m ² 以上240m ² 以下の住宅又は住宅部分の床面積が50m ² (当該専有部分又は独立的に区画された一の部分)が貸家の用に供されるものである場合に於ては40m ² 以上240m ² 以下の併用住宅の建築(未使用住宅の購入を含む)。 2. 床面積が50m ² (当該専有部分又は独立的に区画された一の部分)が貸家の用に供されるものである場合に於ては40m ² 以上240m ² 以下の住宅又は住宅部分の床面積が50m ² (当該専有部分又は独立的に区画された一の部分)が貸家の用に供されるものである場合に於ては40m ² 以上240m ² 以下の併用住宅を建築後1年以内にその住宅又は併用住宅と一構となる住宅部分の増築(増築分を含めた住宅部分の床面積が50m ² (当該専有部分又は独立的に区画された一の部分)が貸家の用に供されるものである場合に於ては40m ² 以上240m ² 以下) 3. 住宅部分の面積が50m ² 以上240m ² 以下の既存(中古)の住宅等又は併用住宅の取得 4. 住宅控除の特例に該当しない住宅又は併用住宅の取得					主たる家屋の新築年月日
通信日付印	備考	経由市町村			受付印		

期限内に申告書の提出がないときは、住宅控除等の特例は受けられません。六〇日以内に国税事務所へこの用紙により申告してください。

茨城県

県税事務所長 殿

記載方法等は、裏面をご覧ください。

..... きりとり線

契印

住所 又は所在地			受付印
氏名 又は名称	申告書提出年月日	年 月 日	

不動産取得税の申告について

不動産の取得とは、所有権の登記の有無に関係なく、実際に取得した場合です。

1 申告しなければならない方

- (1) 土地又は家屋を相続以外の方法(売買, 贈与, 交換, 代物弁済, 払下等)で取得した方
- (2) 家屋を建築(新築, 増築, 改築)した方

2 不動産取得申告書の申告期限及び提出先

- (1) 申告期限 不動産を取得した日から「60日」以内。(茨城県県税条例第41条の7)
- (2) 提出先 不動産の所在地を管轄する県税事務所又は市役所, 町村役場の税務担当課

3 不動産取得申告書の記載方法は次を参考にしてください。

- (1) 「前所有者」の欄には, 登記には関係なくあなたに直接譲渡した方を記入してください。
- (2) 「取得年月日」の欄は, 次により記載してください。
 - ア 「土地」の欄 売買契約等により実際に取得した日。ただし, 農地の取得については, 農地法第3条又は第5条の規定による知事等の許可(届出)があつた日
 - イ 「家屋」の欄 新築家屋は, 最初に使用した日若しくは譲り受けた日又は新築された日から6月を経過した日のいずれか早い日, その他は売買等により実際に取得した日
- (3) 「土地」又は「家屋」の欄は, 次により記載してください。
 - ア 土地
「地方税法第73条の24による住宅用土地の減額等」の欄
4の(1)又は(2)に該当する方は, するに を, これらに該当しない方は, しないに をつけてください。
 - イ 家屋
「地方税法第73条の14による課税標準の特例」の欄
5に該当する方はそれぞれの欄の番号を で囲んでください。

4 住宅用土地の取得に対する不動産取得税の減額(地方税法第73条の24)(茨城県県税条例第41条の10)

- 次の(1)又は(2)に該当する場合は, 土地に係る不動産取得税が減額されます。
- (1) 新築住宅用土地の取得に対する不動産取得税の減額
 - ア 土地を取得してから3年以内に, その土地に特例適用住宅を新築したとき。
 - イ 土地を取得した日から1年前に, 特例適用住宅を新築していたとき。
 - (2) 既存(中古)住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額
 - ア 土地を取得後, 1年以内に, その土地に一定条件の既存住宅等を取得したとき。
 - イ 土地を取得した日から1年前に, その土地に一定条件の既存住宅等を取得していたとき。

5 住宅の特例控除(地方税法第73条の14)(茨城県県税条例第41条の8の2)

住宅の建築(新築, 増築の改築)又は既存住宅等の購入をしたときは, 一定の範囲内(新築, 増築, 改築の場合は, 床面積50㎡(当該専有部分又は独立的に区画された一の部分)が貸家の用に供されるものである場合にあっては40㎡)以上240㎡以下, 既存住宅等の購入の場合は, 床面積50㎡以上240㎡以下)の住宅については住宅控除の特例が受けられます。なお住宅には居宅兼店舗などの併用住宅も含まれます。

4の減額又は5の特例控除の摘要を受けるためには, 不動産取得申告書を不動産の取得の日から60日以内に提出しなければなりません。もし提出がないときは適用されませんので注意してください。